

児童相談所の設置について

1.これまでの経過①

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化している中、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況があります。そのため、本市においては、母子保健分野と児童福祉分野を一体化したこども家庭センター（まるっこどもセンター）を令和6年4月に設置するとともに、一時保護や措置権限により、さらに速やかな子どもの安全確保や支援を行い、予防から早期対応、自立支援に至るまでを一貫して市が担えるよう、本市独自の児童相談所の設置に向けた準備を進めています。

今年度は、児童相談所設置の考え方（基本理念・基本方針、職員体制のイメージなど）を整理し、めざすべき基本的な事項を示すため、「枚方市児童相談所設置基本計画」の策定に向けて取り組んでいます。

1.これまでの経過②



★令和5年9月所信表明

虐待はもとより、子どもやその保護者への緊急かつより専門的な対応を本市で一貫して行えるよう、児童相談所の設置に向けた準備を進めます。

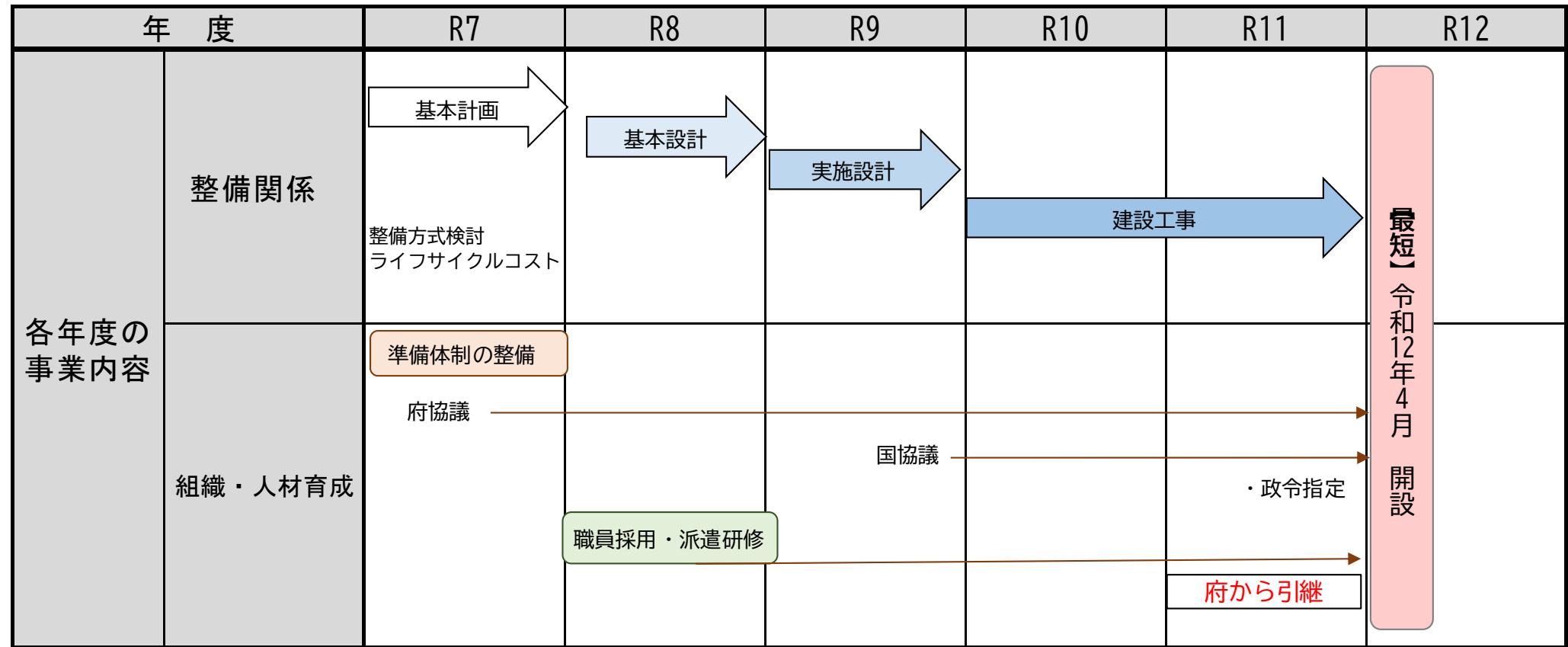
★令和6年2月市政運営方針

児童虐待をはじめ、子どもやその保護者が抱える諸問題が、年々 より複雑化、複合化している社会状況に対応するため、本市において緊急かつ一貫した支援を行うことができるよう児童相談所の設置に向けてロードマップ等を作成します。

★令和7年2月市政運営方針

速やかな安全確保や支援につなげる児童相談所と一時保護施設の開設に向けては、基本計画の策定に着手します。

児童相談所設置に向けたロードマップ



※ 今後行う調査等の結果や事業手法によって整備スケジュールが変動する可能性がある。

※ 中宮北小学校跡地で実施する場合は用途地域上の課題整理等が必要。

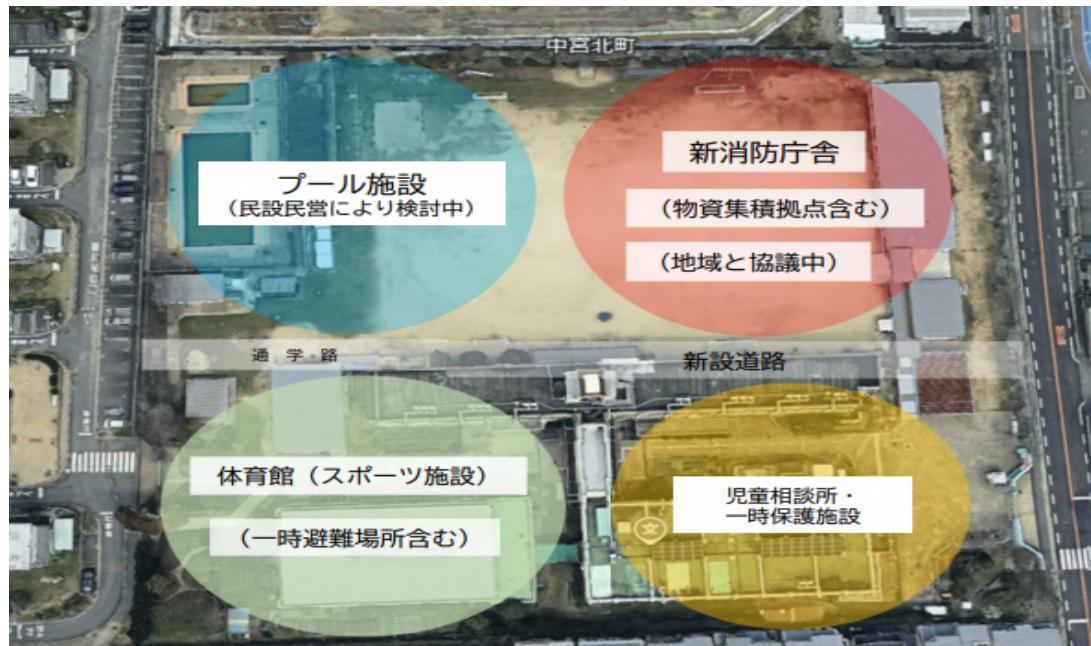
(参考)中核市における児童相談所の設置状況

- ・平成16年児童福祉法改正:中核市等でも児童相談所の設置が可能に
横須賀市、金沢市(平成18年4月開設)
- ・平成28年及び令和元年児童福祉法改正:国の中核市等に対する財政支援等が明記
明石市(平成31年4月開設)、奈良市(令和4年4月開設)
豊中市(令和7年4月開設)、高崎市(令和7年10月開設)

1.これまでの経過②

★児童相談所設置について

令和6年度児童相談所設置検討委員会において、候補地の検討・絞り込みを行い、公共施設マネジメント推進委員会において方向性を確認。結果、**旧中宮北小学校跡地を候補地案として選定し、優先して検討することとしました。**なお、児童相談所を設置するとともに、**一時保護施設(定員30人)**も併設します。加えて、市民が親しみやすく気軽に訪れられるよう、**子どもの遊び場**も付設します。



2. 児童相談所について ①

「児童相談所運営指針」より抜粋

業務	業務内容
相談 (養護相談・障害相談・非行相談・育成相談・保健相談・その他の相談)	<ul style="list-style-type: none">・子どもに関する家庭その他の相談のうち、<u>専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること</u>・子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに<u>医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと(療育手帳判定等)</u>・子ども及び保護者につき、調査又は判定に基づいて心理、子どもの健康、心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を行うこと
一時保護	<ul style="list-style-type: none">・子どもの一時保護を行うこと
措置	<ul style="list-style-type: none">・子ども又は保護者を児童相談所その他の機関等に通わせ、もしくは住所において児童福祉司等に指導させること・子どもを<u>児童養護施設等に入所させ里親やファミリーホームに委託すること</u>
里親	<ul style="list-style-type: none">・里親に関する普及啓発、相談、研修その他の援助を行うこと・<u>里親の選定及び里親と子どもとの間の調整を行うこと</u>・養子や養親の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の援助を行うこと

2. 児童相談所について ②

こども家庭庁「児童相談所運営指針」より

組織構成

総務部門

相談・判定・指導・
措置部門

一時保護部門

職員構成

所長、各部門の長

事務職員

児童福祉司スーパーバイザー

児童福祉司

児童心理司スーパーバイザー

児童心理司

児童精神科医

弁護士

小児科医

保健師

児童指導員・保育士

学習指導員

心理療法担当職員

その他
必要な職員

2. 児童相談所について ③

まるっこどもセンター(こども家庭センター)との関係

強力な行政権限を行使し、高度な専門性を必要とする「児童相談所」と妊娠、出産、赤ちゃんから若者、子育てや子どもに関する相談窓口となり切れ目ない支援を行う「まるっこどもセンター(こども家庭センター)」は、役割が異なるため、別組織として緊密な連携の下両輪で支援を行います。

まるっこどもセンター（寄り添った支援）



綿密な連携の下、両輪で支援

児童相談所（一時保護など介入的役割）

2. 児童相談所について ④

児童相談所を設置することによるメリット

〈まるっこどもセンターの強み〉

- 基礎自治体には「子どもの情報」があり、**初期対応の迅速化**が可能
- 顔の見える関係で「庁内関係部署」や「地域の関係機関・団体・市民」との**情報共有・連携**が可能

+

〈児童相談所機能の強み〉

一時保護や措置権限により、**速やかな安全確保や支援**が可能となる



虐待の予防から早期発見・早期対応、自立支援に至るまでを**一貫して**担うことができる

3. 児童相談所設置基本計画について

(策定にあたって)

- ・ 庁内の関係部署で構成する「児童相談所設置検討委員会」において検討を進めています。
- ・ こども基本法第11条に定められた子ども・若者等からの意見聴取やパブリックコメントを実施します。
- ・ その他、外部審議会をはじめとした有識者等からもご意見を伺いながら計画策定に取り組みます。

(スケジュール)

令和7年10月下旬 子ども等からの意見聴取

令和7年12月中旬～1月上旬 パブリックコメントの実施

令和8年3月 計画策定・公表

(参考)児童相談所・一時保護施設と児童養護施設

児童相談所

設置運営主体:大阪府※

子どもに関する相談や通告を受理し、調査を実施。

保護者と面接(状況を確認しニーズを把握)。

子どもと面接(状況確認、気持ち・意見の聴取、アセスメント等)

保護者と子どもの親子関係再構築を支援。

※R12.4開設(予定)後は枚方市

【在宅支援】

地域での支援



児童相談所の
継続支援

一時保護施設

- ・緊急保護
- ・子どもの行動観察・心理検査・児童精神科医との面接によるアセスメント
- ・個別的支援・ケア
- ・子どもの気持ちや意見の表明支援

【社会的養護】

里親など

乳児院・児童養護施設

運営主体:社会福祉法人等

- ・日々子どもを養育。※児相設置自治体が認可
- ・施設長、施設職員は子どもの養育者として対応。(学校の授業参観や懇談に参加)
- ・保護者に子どもの様子を共有。
- ・保護者と子どもの関係を調整。

R8.4開設予定

認可:大阪府